

Let's Know Hiroshima Castle.

しろや！ 広島城



No.74



福島正則肖像（部分）

「先哲像伝 第一冊」より
原徳斎著。国立国会図書館蔵。
成立時期未詳

本図は、江戸時代後期の儒者原徳斎が著した、肖像集に採録された正則肖像の模写です。その原本は、福島氏改易後に桑名藩松平家に仕官した、吉村宣充の子孫が所蔵していたもので、雄巖なる人物の贊（描かれた人物を称える文）があるとされます。

なお、徳斎は弘化元年（1844）に全4巻からなる「先哲像伝」を板行しています。一方、国会図書館本は全6巻からなる書写本で、序文には弘化元年本の続編として編纂された旨が記されています。

再考、福島正則の入国時期

—関ヶ原合戦後、正則はいつ広島へ来たのか？—

はじめに

関ヶ原合戦後、毛利輝元に替わって広島城主となった福島正則が初めて安芸に入国した時期について、広島県内の自治体史の多くは「福島太夫殿御事」（『改定史籍集覧 第15冊』）という正則に関する回想記を根拠に、慶長6年（1601）3月としています。当館でもこれに従って正則の入国時期を慶長6年3月と説明してきたのですが、あらためて「福島太夫殿御事」を読み返してみると、入国時期に関する記述がないことに気が付きました。

では、正則はいつ広島へ入国したのでしょうか。今回は正則が入国した時期を再考したいと思います。

1 輝元の大坂退城、及び正則の芸備拝領

慶長5年（1600）9月15日、関ヶ原合戦は東軍の勝利に終わりました。戦いが終わってもなお大坂城西の丸から動かない輝元に対し、徳川家康は正則や黒田長政を派遣し、領国安堵や身の安全を条件に退城を求めました。輝元はこれに応じ、9月25日に木津（大阪市浪速区）の屋敷へ移りました。しかし、

その後家康は態度を一変し、10月10日に毛利氏の防長減封を決定、さらに10月15日に論功行賞を行い、正則へ安芸・備後二か国を与えました。

拜領当日、正則は家臣の入江左近へ広島へ向かうよう命じ、早速入国の準備に取り掛かります（「神奈川三溪園蔵福島正則書状」『秀吉家臣団』）。

入江はルイスという洗礼名を持つキリシタンで、広島に到着すると、同じキリシタン家臣の志賀親次（洗礼名ドン・パウロ）とともに広島を離れていた司教の帰還に尽力したため、イエズス会宣教師がその様子を本部に報告しています（「1600年度日本年報補遺」『芸備キリシタン史料』・『16・17世紀イエズス会日本報告集 第1期第3巻』）。この報告は、西暦1600年10月から1601年2月（和暦では慶長5年8月24日から慶長6年1月26日）までにおける布教上の出来事が記されたもので、山口（山口県山口市）在住の修道士が正則を訪問したことも記されています。したがって、芸備拜領後、慶長6年1月下旬までのある時点で、正則は広島へ入国していたと考えられます。

2 毛利氏側の史料からの検討

続いて毛利氏側の史料から検討を加えたいと思います。

〔史料1〕二宮就辰書状

福嶋殿下向付而、被仰越之通尤候、^{（佐世石見守元嘉）}佐石へも被仰入候之由候条、於趣ハ可被申談候、我等事ハ御用候而罷下候、只今又下表罷下候条不具候、恐惶謹言、

十月廿三日 ^{（二宮信濃守）} 二信 就辰（花押）

^{（元行）} 棚守殿
^{（有圓）} 大願寺
^{（大聖院守良）} 大照院

貴報

（「厳島野坂文書1294」『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』）

〔意識〕 福島正則殿の安芸下向については、そちらからのご連絡のおりで尤もなことです。佐世元嘉へもお伝えになられたとのこと、状況に応じて佐世と相談してください。私達は輝元様の御用

で下向しました、すぐさま防長方面へ下向するので気持ちを言い表せません。

史料1は、輝元の側近である二宮就辰が、厳島神社を取り仕切る^{たなもり}棚守元行・大願寺・大聖院^{だいしょういん}（社家三方）へ宛て、正則の下向を伝えたもので、文中には輝元の側近で広島城留守居を務めていた^{るすい}佐世元嘉^{させもとよし}の名も見られます。

年紀はありませんが、二宮が信濃守に任ぜられるのは文禄4年（1595）11月であること（「関閩録」巻64 二宮太郎右衛門24）、慶長6年以降は二宮の発給文書が激減していることから、史料1は文禄5年（慶長元年、1596）から慶長5年に発給されたと考えられます。さらに、二宮と佐世のみならず厳島神社までもが正則の下向に対応せねばならない状況とは、国替え以外に想定しがたく、史料1は慶長5年に発給されたと考えられます。正則の広島下向は10月23日段階で既に決まっており、二宮はそれに合わせて広島へ下向したと考えられます。

二宮の下向に関しては、「佐世宗孚書案」（宗孚は元嘉の法名）という史料でも確認できます。同史料は、佐世が石見銀山奉行大久保長安の家臣戸田藤左衛門に宛てた書状の案文^{あんもん}（下書き、もしくは写し）で、慶長13年（1608）の年紀があります。

〔史料2〕佐世宗孚書案（抜粋）

福嶋殿江ハ渡し申間敷候由申切候、然処二宮信濃と申者を被差下、広嶋之儀不相渡候得ハ、各於木津相果迄二候、左候時ハ対宗瑞謀叛同前之由、^{（輝元）}堅墨付を以二^{（二宮信濃守）}信申之条、此上ハ不及力引渡申候事
（山口県文書館毛利家文庫蔵）

〔意識〕（私〔佐世〕は）広島城を福島殿へ渡さないと断言しました。ところが、輝元様は二宮信濃守を派遣し、「広島城を引渡さなければ木津の屋敷で切腹するまでだ、それは謀反と同じことである」との輝元様の墨付を示しながら二宮が説得したので、しかたなく引渡しました。

史料2については、省略部分において、佐世が故意に虚説を記した部分があることが知られてお

り、藩政に対する佐世の不満が反映された内容であることに留意すべきとの指摘があります（光成準治 2019）。確かに佐世に示されたとされる輝元の墨付（文書）も確認できず、引渡しに関する佐世の言動全てをそのまま信用するのは危険ですが、すくなくとも二宮が下向したことに於いては信頼を置いてもいいと考えられます。

その後、輝元は佐世に宛てた 11月23日付書状で、広島城からの荷物搬出に尽力した家臣をねぎらうように伝えています（「閩閩録」巻138 相嶋孫左衛門10）。広島城はこれより先に福島氏に引渡され、毛利氏家臣も防長へ移ったようです。

3 領国支配からの検討

では、ここでもう一度、福島氏の領国支配に関する史料に目を向け、慶長5年段階で正則が入国していた徴証がないか検証したいと思います。

この段階で発給された芸備の領国支配に関する文書は表1のとおりで、4通ほど確認されています。

1は厳島の社家・町衆が守るべき掟を示したものです。必ずしも広島に下向していないと発給できない内容ではなく、下向途中で発給した可能性も否認できません。2～4は家臣への給地宛行に関するもので、特に2は所領の所在地や石高まで記されていることから、作成には毛利氏から引き継がれた領国支配に関する資料が不可欠であり、広島で作成・決裁されたものと推測されます。よって、これらのことから、正則は慶長5年12月初め頃に広島で領国支配に当たっていたと考えられます。

さいごに

今回は正則が慶長6年3月に入国したという説を再考してみました。これまでの記述をまとめてみると、次のような推測が成り立ちます。

- ① 慶長5年10月15日に芸備両国を拝領した福島正則は、同年中に家臣を広島へ派遣しただけでなく、自らも下向した。
- ② 広島城の引渡しは10月下旬から11月中旬頃に行われ、毛利氏側は佐世元嘉が対応した。また、引渡しに先行して二宮就辰が下向した。
- ③ 正則が広島へ到着した時期は不明で、城の引渡しに立ち会ったか否かも不明だが、遅くとも12月上旬までに下向し、広島で領国支配に当たった。

大正時代刊行の『広島市史 第一巻』には、慶長6年3月中旬に正則は広島城へ入城したとの記述が見られますが、それには根拠が示されていません。おそらく、戦後の自治体史編纂では、根拠を十分に確認しないまま、『広島市史 第一巻』の述記を継承してしまったのではないのでしょうか。私たちも無批判に引用してきましたが、今回、根拠をしっかりと確認する必要性を改めて痛感しました。

（篠原達也）

〔引用文献・参考文献一覧〕

- ・『改定史籍集覧 第15冊』近藤出版部1902
- ・「反町文書(四)」『史学 第32巻 第4号』三田史学会1960
- ・『萩藩閩閩録 第1～4巻、遺漏』山口県文書館1967～71
- ・『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』広島県1976
- ・『広島市史 第一巻』広島市役所1922
- ・『秀吉家臣団』大阪城天守閣特別事業委員会2000
- ・H.チースリク編『芸備キリシタン史料』吉川弘文館1968
- ・松田毅一監訳『16・17世紀イエズス会日本報告集 第1期第3巻』同朋舎出版1988
- ・『山口県史 史料編 近世1上・下』山口県1999
- ・黒田基樹「福島正則文書の基礎的研究」『近世初期大名の身分秩序と文書』戎光祥出版2017
- ・光成準治『小早川隆景・秀秋』ミネルヴァ書房2019

No.	発給日	史料名	宛所	典拠
1	慶長5年11月1日	厳島掟	厳島	卷子本厳島文書35『広島県史 古代中世史料編Ⅱ』所収
2	慶長5年12月4日	福島正則蔵入地預状	尾関隠岐	「黄薇古簡集」『三原市史 第六巻』所収
3	慶長5年12月8日	福島正則知行宛行状	山田左兵衛	反町文書89『史学 第32巻 第4号』所収
4	慶長5年12月14日	福島正則知行宛行状	山田喜兵衛	「美作古簡集」『広島県史近世史料編Ⅱ』所収

表1 慶長5年段階で正則が発給した芸備の領国支配に関する文書

黒田基樹2017による

コラム これからの広島城

—城郭跡の説明板・標柱—

近世の広島城は三重の堀に囲まれた、約90万㎡もの規模を誇る日本有数の大城郭でしたが、現在は内堀内にとどまり、かつての威容を感じることはできません。そこで今回は、城門や櫓など城郭の主要な建物が存在した場所に設置した、説明板や標柱についてご紹介します。是非、現地にお越しいただき近世の壮大な広島城を体感していただければと思います。

おおてくろひ 大手郭跡説明板〔図中③、写真1〕

郭（曲輪）とは、堀、土塁や石垣などで囲まれた区域のことで、大手郭は城郭の南東部に位置し、江戸時代には藩の重臣らの屋敷が立ち並んでいました。郭内で行われた発掘調査では、侍屋敷跡・櫓台石垣などが確認され、金箔瓦などが出土しました。説明板は基町クレド（中区基町）の植栽の一角にあります。



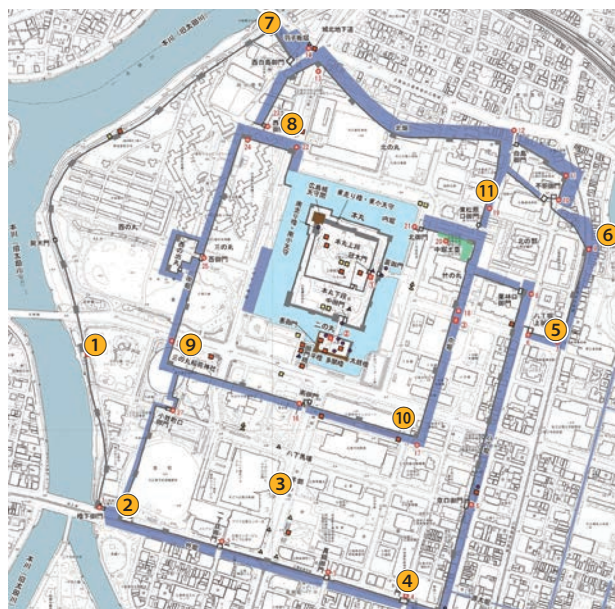
写真1 基町クレド前の大手郭跡説明板

外堀・八丁堀御門東の隅櫓跡標柱〔図中⑤、写真2〕

門は外部からの侵入を防止するために設けられ、隅櫓とともに城郭北東部南の警備の要でした。標柱は現在の広島東税務署（中区上八丁堀）前の歩道にあります。



写真2 外堀・八丁堀御門東の隅櫓跡標柱



説明板・標柱の設置個所

①外郭櫓跡 ②櫓之下御門西櫓跡 ③大手郭跡 ④立町口御門跡 ⑤外堀・八丁堀御門東の隅櫓跡 ⑥外堀跡・外郭櫓跡 ⑦四角堀・外郭隅櫓跡 ⑧西松原口御門跡・土橋跡 ⑨中堀跡 ⑩中堀跡・三の丸南東隅櫓跡 ⑪外堀跡

（広島市市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当）

しろうや
!
広島城

編集・発行

公益財団法人広島市文化財団
広島城

〒730-0011
広島市中区基町 21-1
電話：082-221-7512
FAX：082-221-7519

令和5年1月30日発行

広島城利用案内

開館時間 9:00～18:00（12月～2月は9:00～17:00）
入館の受付は閉館の30分前まで

入館料 大人370円（280円）
高校生・シニア〔65歳以上〕180円（100円）
（ ）内は30名以上の団体料金

休館日 12月29日～31日（臨時休館あり）

ホームページ <https://www.rijo-castle.jp>

📄「しろうや！広島城」のバックナンバーは、広島城のホームページからダウンロードできます